

同旨発表:北海道農政事務所、北海道経済産業局

令和7年4月28日

## 荷主事業者向け“物流改正法に関する説明会”を開催します ～荷主を含むすべての事業者に新たに努力義務が課されます！～

北海道運輸局では、北海道農政事務所及び北海道経済産業局と合同で、荷主事業者向け“物流改正法に関する説明会”を開催します。

本年4月1日より改正物流効率化法が施行され、荷主事業者及び物流事業者に対して物流効率化に向けた努力義務が課されています。また、今後※、一定規模以上の事業者には中長期計画の作成や定期報告等が義務づけられます。

本説明会では、改正物流効率化法等の概要等について説明し、荷主事業者の物流効率化を促進することによって、北海道における持続的な物流の実現を図ります。

※2026年4月施行予定

### ■開催概要

- 日時 2025年6月3日(火)  
14:00～15:40(13:30受付開始)
- 開催方式 対面及びオンライン
- 現地会場 北海道経済産業局 601会議室  
(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎6階)
- 配信方法 Microsoft Teams(予定)
- 対象 製造・卸売・小売業等すべての荷主事業者等
- 定員 先着順、参加無料  
・会場 100名程度  
・オンライン 200名程度
- 主催 北海道経済産業局、北海道農政事務所、北海道運輸局

### ■プログラム(予定)

- ・14:00～14:50 改正物流効率化法の概要について/経済産業省物流企画室
- ・14:50～15:20 改正貨物自動車運送事業法の施行について/北海道運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・15:20～15:40 質疑応答

### ■申込方法

北海道経済産業局ホームページの申込みフォームからお申し込みください。

[https://www.hkd.meti.go.jp/hoksc/20250428\\_2/index.htm](https://www.hkd.meti.go.jp/hoksc/20250428_2/index.htm)

### ■申込締切 2025年5月30日(金)12:00

○問い合わせ先○

北海道運輸局 自動車交通部 貨物課 担当:中野、榎本 電話:011-290-2743

北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課 担当:山本、村上 電話:011-290-2726